

自殺予防総合対策センターの、これまでの研究業績、活動実績、研修に関する実績は、第1回会議でお伝えした通り、評価出来るものと考えられ、継続していただきたいと考えております。

## 情報発信

### 政策提言

今後の、特に情報発信、政策提言に関して

1. 厚生労働省の戦略研究(NONCOMIT-J, ACTION-J)で得られた知見を、地方自治体レベル、各機関レベルで実行化できるようにマニュアルを作成し、普及・啓発する。

例えば、ACTION-Jで得られた自殺未遂者の対するケースワーキングによる効果を、各自治体・各機関の現有勢力でどのように実行可能かをマニュアル化する。

2. (精神誌 2012年114巻12号、「自殺総合対策大綱見直しの提言について」で) 全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入、とりわけ選択的予防介入、個別的予防介入の強化を述べられていますが、選択的・個別的調査研究の分野での実績を積んでいただき、政策提言あるいは情報発信として発信していただきたい。

具体的には、大規模疫学調査、心理学的剖検などの実態調査、自殺に関与する危険因子・保護因子の研究の継続は続けていただき、一方で、平成27年2月の「児童相談所におけるこころの健康と支援のための学術調査」のような個別的予防研究も増やしていただきたい。

3. 児童生徒の自殺予防対策

児童生徒の自殺予防対策あるいは学校での自殺予防教育は、文部科学省が主導してきたと考えられますが、今後は、政策立案に関する権限を自殺予防総合対策センターが持てるようにしていただき、(文部科学省・厚生労働省間の) 省庁を超えた包括的な実行機能を持つていただきたい。